

# 道州制特区推進法の概要

- 1 概要
- 2 ポイント
- 3 目的・基本理念
- 4 道州制特別区域
- 5 道州制特別区域基本方針
- 6 道からの提案
- 7 道州制特別区域計画
- 8 移譲対象事務事業
- 9 交付金
- 10 道州制特別区域推進本部
- 11 施行期日と見直し規定

## 北海道

\*この資料では、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」について、「道州制特区推進法」や「法」と略して記載しています。

担当 北海道 総合政策部地域主権局道州制推進グループ  
住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話 011-231-4111 内線(23-317) 011-204-5160(直通)  
FAX 011-232-2743  
E-mail :sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/bunken/doushuusei-top.htm>

# 1 概要

政府が道州制特区の対象となる都道府県を「特定広域団体」として指定(政令)

[ 対象となりうるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県 ]

## 道州制特別区域 推進本部

- ・本部長  
内閣総理大臣
- ・副本部長、本部員  
国務大臣
- ・参与(政令で規定)  
北海道知事

→基本方針案作成

基本方針の変更提案～  
北海道が素案を添えて新たな  
権限移譲等を国に提案

関係市  
町村の  
意見聴  
取・道  
議会の  
議決が  
必要

道州制特別区域推進本部で北海道知事が  
総理・閣僚と同じテーブルで直接議論

提案が  
受け入  
れられ  
た場合

提案が  
受け入  
れられ  
なかつ  
た場合

政府が「道州制特別区域基本  
方針」を作成(閣議決定)

政府が基本方  
針を変更(閣議  
決定)

その旨及びそ  
の理由を道に  
通知・公表

基本方針の中で、権限移譲など  
法令の特例措置について規定

実際に権限移譲をスタートさせるため、  
北海道が「道州制特別区域計画」を作成

関係市町村の意  
見聴取・道議会  
の議決が必要

## 2 ポイント

○法に「道州制特別区域」を明記

○法の目的として「地方分権の推進」を明記

○道からの提案に基づき、権限移譲等を積み重ねていくシステムを法的に構築

○推進本部に知事が参画して、総理・閣僚と直接議論の上推進する仕組みを実現

○地方自治体の自主性・裁量性に配慮した制度設計（全額を交付金、道の計画作成により移譲、計画作成に国の同意不要等）

○道の提案に対し、遅滞なく対応することを政府に義務付け（提案を受け入れない場合も、その旨・理由の道への通知義務）

○他の都府県も参加可能となり、道州制議論、地方分権の全国的な広がりを期待

### 3 目的・基本理念(第1・3条)

#### <目的>

**広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする**

#### <基本理念>

広域行政の推進は、

- ・ 広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用すること
- ・ その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること
- ・ 国と道との適切な役割分担及び密接な連携の下に道の自主性及び自立性が十分に発揮されること

を旨として行われなければならない

※ 「広域行政」とは

特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（広域的施策）に関する行政

## 4 道州制特別区域(第2条)

北海道地方

又は

自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方

〔3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る〕

のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって**政令で定めるもの**

## 5 道州制特別区域基本方針(第5条)

政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針を閣議決定の上策定

※ 基本方針案は推進本部が作成

### <内容>

- ・ 意義及び目標に関する事項
- ・ 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ・ 政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間
- ・ 特区計画の作成に関する基本的な事項
- ・ 評価に関する基本的な事項
- ・ その他必要な事項

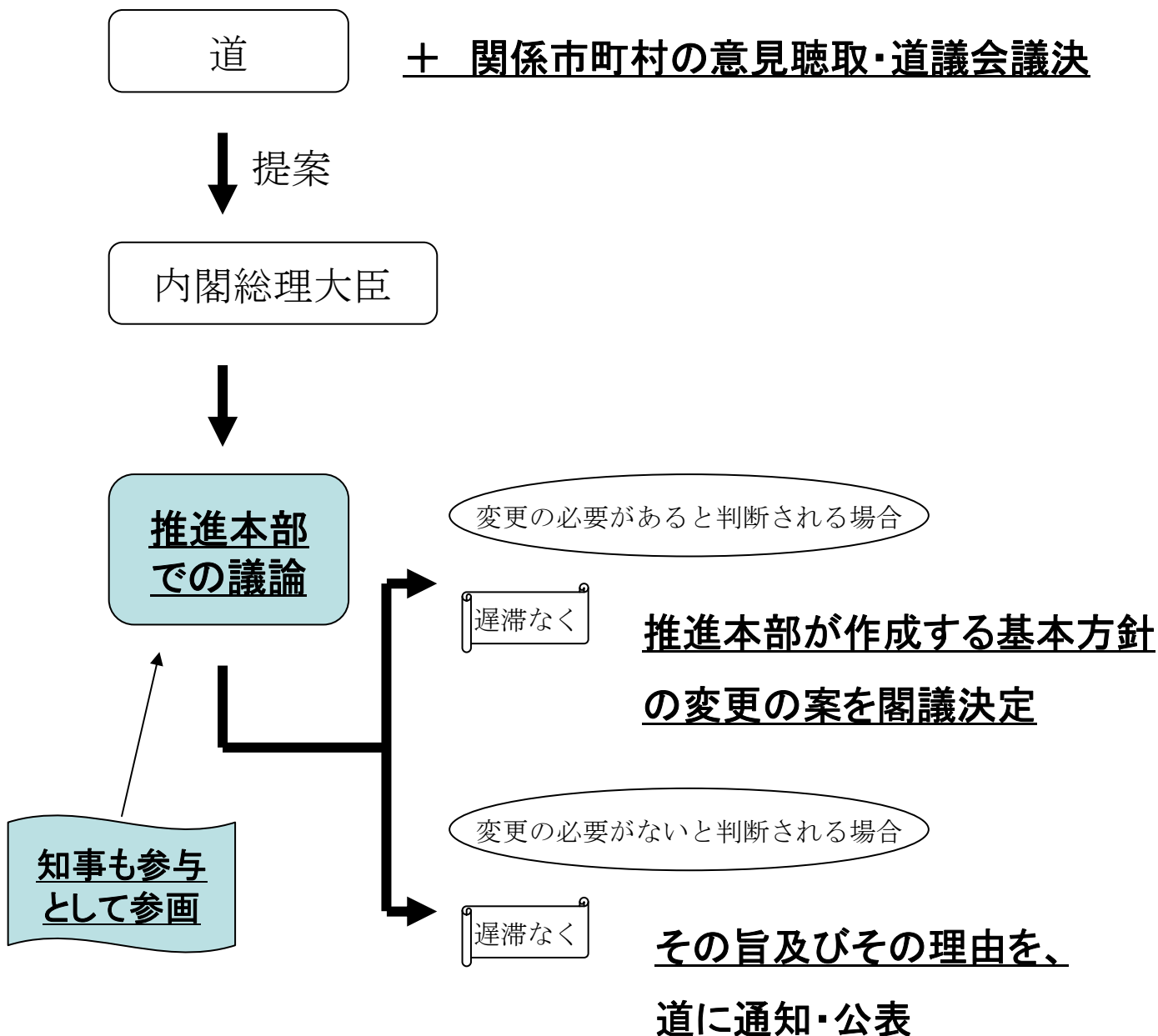
### <変更>

計画期間の満了時において、また、情勢の推移により、必要が生じたときは、内閣総理大臣は推進本部が作成した基本方針の変更案について、閣議の決定を求める

## 6 道からの提案(第6条)

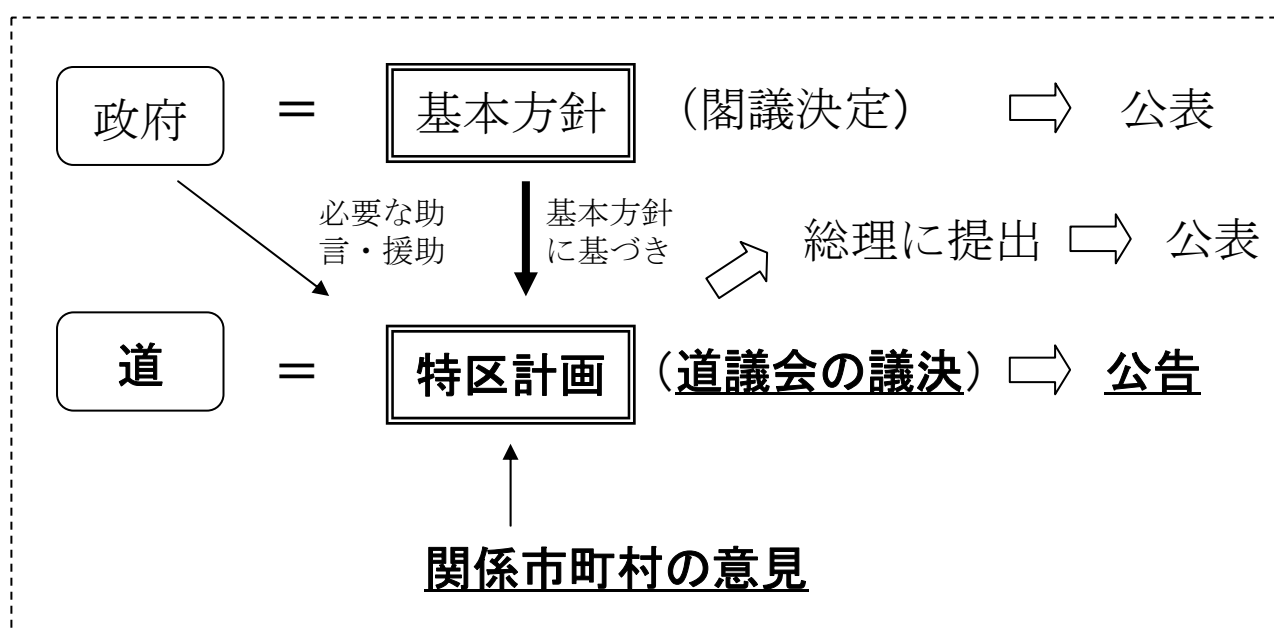
道は、特区計画の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更提案ができる

※ その際、変更の素案を添えなければならない



## 7 道州制特別区域計画(第7条)

道は、基本方針に基づき、特区計画を作成することができる



### <内容>

- ・ 目標
- ・ 実施しようとする広域的施策の内容
- ・ 広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために併せて実施しようとする特定事務等に関する事項
- ・ 砂防、治山、開発道路、二級指定河川の各事業
- ・ 広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項
- ・ その他内閣府令で定める事項



## 8 移譲対象事務事業(第7・11～16条)

### 【指定医療機関の指定等に関する事務】

- 児童福祉法の特例
- 生活保護法の特例
- 母子保健法の特例

### 【商工会議所の監督に関する事務】

- 商工会議所法の特例

### 【調理師養成施設の指定に関する事務】

- 調理師法の特例

### 【危険猟法(麻醉薬の使用)の許可】

- 鳥獣保護法の特例

- 
- 政省令の特例措置
- 

- 砂防事業の一部
- 治山事業の一部
- 開発道路
- 二級指定河川

### 「法令の特例措置」



### 「特定事務等」

- ・法令の特例措置が適用されるものとしてその範囲が定められているもの
- ・法の別表に規定

対象事業は、所管大臣が総理大臣に協議の上指定

法に基づき特区計画に規定することで移譲

## 9 交付金(第19条)

開発道路等の事業が特区計画に記載されている場合、その実施に要する経費に充てるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付

- 特定砂防工事交付金
- 特定保安施設事業交付金
- 特定道路事業交付金
- 特定河川改良工事交付金

### ※ 交付金額の算定

主務省令において、整備の状況その他の事項を勘案し、かつ、砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定める

## 10 道州制特別区域推進本部(第20～29条)

広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に推進本部を置く

本部長 (内閣総理大臣) — 副本部長 (国務大臣) — 本部員 (左記以外の全ての国務大臣)

※ 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、内閣官房副長官補が掌理

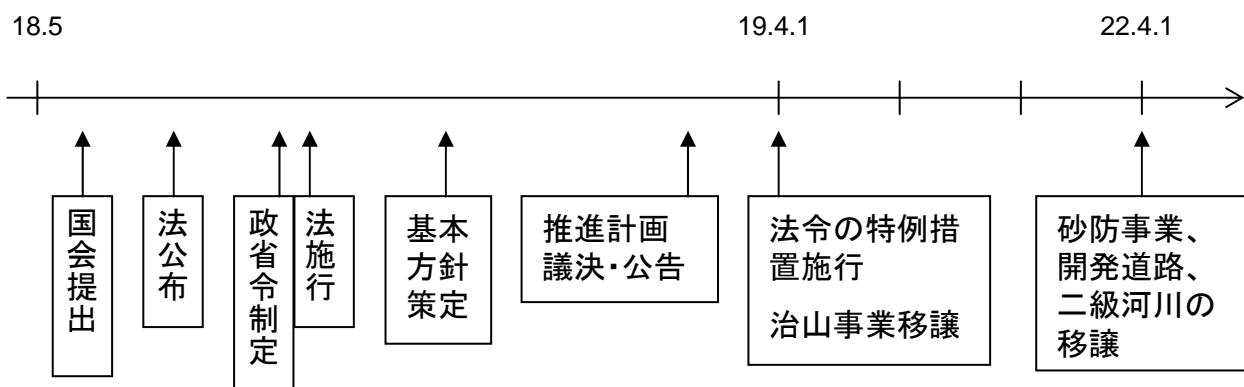
参与は  
政令で規定

### <所掌事務>

- ・ 基本方針の案の作成に関すること
- ・ 基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること
- ・ この法律の規定による広域行政の推進の評価に関すること
- ・ 広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること

# 11 施行期日と見直し規定(附則第1・3条)

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- 法令の特例措置 平成19年4月1日
- 砂防事業 平成22年度
- 治山事業 平成19年度
- 開発道路 平成22年度
- 二級指定河川 平成22年度



## ※ 見直し規定

**平成19年4月1日から8年**を経過した場合に

- ・ 国及び道の行政の効率化の状況
  - ・ この法律の施行状況
  - ・ 経済社会情勢の変化等
- を勘案し、

交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる